

岐阜市

販売促進・消費喚起支援事業補助金

申請の手引き

※補助金の申請をされる前に、ご一読ください。

【申請期間】

令和4年8月1日（月曜日）～令和4年11月30日（水曜日）

（ただし、予算上限に到達次第募集を終了します。）

【申請方法】

1 申請書類の提出について

申請期間内の平日8時45分～17時30分の間（12時～13時を除く）に岐阜市役所13階商工課商業振興係窓口へ提出してください。

※ 郵送等での受付は実施しません。

2 申請書類の入手方法について

申請に必要な書類は、岐阜市ホームページの以下のURLからダウンロードしてください。

(URL) </business/sangyoushinkou/1005687/1016829.html>

3 事前相談

申請前に、補助対象事業であるかの確認・相談や必要書類・申請方法の確認など事前相談を受け付けておりますので、検討している事業等がある方は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

岐阜市役所 経済部商工課 商工振興係

電話：058-214-2360

1 事業の目的

本事業は、市内に事業所を有する商店街・同業者組合等の商工団体や中小企業者が共同で実施する、ポストコロナを見据えた販売促進・消費意欲の喚起を目的とした新たな催物に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている商工団体や中小企業者を支援し、地域産業の振興に寄与することを目的としています。

2 定義

- (1) 本手引きにおいて、「事業所等」とは、現に事業を営む事業所、事務所、営業所、店舗その他事業に必要とする施設として市長が適当と認めるものをいいます。
- (2) 本手引きにおいて、「商工団体」とは、市内に事業所等を有する次に掲げるものをいいます。
 - ① 岐阜商工会議所
 - ② 柳津町商工会
 - ③ 市内に事業所等がある商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ④ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合
 - ⑤ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者20人以上で組織された商店街発展会等の団体で、市長が特に認めた団体
- (3) 本手引きにおいて、「中小企業者」とは、市内に事業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

【参考：本事業の対象となる中小企業者の範囲】

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の 数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

3 補助対象事業者

(1) 補助対象事業者

- ① 商工団体
- ② 中小企業者及び個人事業者

(2) 補助対象外事業者

以下のいずれかに該当する者は、本補助金の交付を受けることはできません。

- ① 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者
- ② 市税を滞納している者
- ③ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は岐阜市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

4 補助対象事業

(1) 補助対象事業

補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら行う販売促進及び消費意欲の喚起を目的とした市内で新たに開催する催物であり、次の①～④すべてを満たすものを補助対象とします。

- ① 地域経済の活性化（消費喚起）につながるもの
- ② 申請者が市内で新たに主催するもの
- ③ 申請者が参加事業者と共に準備・運営に携わるもの
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じているもの

※以前開催した催物等の継続事業については、原則対象外となります。ただし、規模の拡大や新たな取組を追加するなど、新規性があると認められる継続事業は対象事業とします。

(2) 補助対象外事業

以下のいずれかに該当する事業は、本補助金の補助対象となりません。

- ① 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反する活動をするもの
- ③ フランチャイズ契約に基づき行うもの
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していないもの
- ⑤ 補助事業を実施する者が主としている事業に対し実施する広告等

5 補助条件、補助金額及び補助上限額

各団体の補助条件、補助金額及び補助上限額は以下のとおりです。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

(1) 商工団体

①補助条件

市内に事業所等を有する中小企業者が5者以上参加するもの（参加事業者もすべて市内に事業所等を有する中小企業者であること）

②補助額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

③上限額

50万円（同一商工団体の重複受領は不可）

(2) 中小企業者

①補助条件

補助対象者と市内に事業所等を有する他の1者以上の中小企業者と共同で行うもの（参加事業者もすべて市内に事業所等を有する中小企業者であること）

②補助額

次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

イ 10万円に補助対象事業を共同で実施した中小企業者の数を乗じて得た額

③上限額

30万円（参加事業者も含め、同一中小企業者の重複受領不可）

【補助対象事業の具体例】

- ・対象商品を購入し、工場見学や商品づくり等の子供向けチケットを贈呈
- ・購入した商品と店名を SNS に投稿し、投稿画面を店員に見せると景品が当たる抽選に参加
- ・地元の農産物を使った地産地消メニューを各店で提供し、客に投票してもらうキャンペーンイベント
- ・事業者間で連携して新しい商品を開発するにあたり、売り出し前からのファンづくりを目的として商品を PR

6 補助対象経費

経費区分	経費内容
消耗品費	補助事業に係る事務用品、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る消毒液等その他衛生用品に係る経費
印刷製本費	補助事業にかかるポスター、チラシ、マップ、その他の資料作成（コピー）に係る経費
役務費	サービスの提供を受けたことに伴う代価
通信運搬費	郵便代、運送代
広告宣伝費	新聞折込広告、Web サイトによる情報発信その他広告宣伝に係る経費
保険料	損害保険料その他の保険料に係る経費
委託料	調査事業、イベントの会場設営、イベント開催時の警備その他の委託に係る経費
使用料・賃借料	イベント会場等に係る借上料、テント・音響機器等のリース料、EC サイトの出展料その他の使用料、賃借料に係る経費
その他	上記に掲げるもののほかに、市長が必要と認める経費

※疑義のあるものについては、事前に連絡してください。

<対象外経費>

- ・ イベント会場等における売り出し品等の経費
- ・ コピー機のトナー等使用量の特定が困難なもの
- ・ 電話料金、インターネットの通信回線利用料等特定できない経費
- ・ 印紙、振込手数料、敷金、保証金、礼金、道路使用許可・占用許可に伴う申請手数料
- ・ 事業者の販売行為に係る経費（調理器具や食材の購入、販売員の人件費等）
- ・ 申請者と共同実施者・参加事業者間の取引に係る経費
- ・ 使用目的、用途等が特定できない経費 等

7 事業実施期間

○事業実施期間：令和4年9月1日（木曜日）～12月31日（土曜日）

※交付決定以前に実施した事業は補助対象になりませんので、ご注意ください。

※対象事業期間内に支払いがすべて完了する必要があります。

8 申請期間

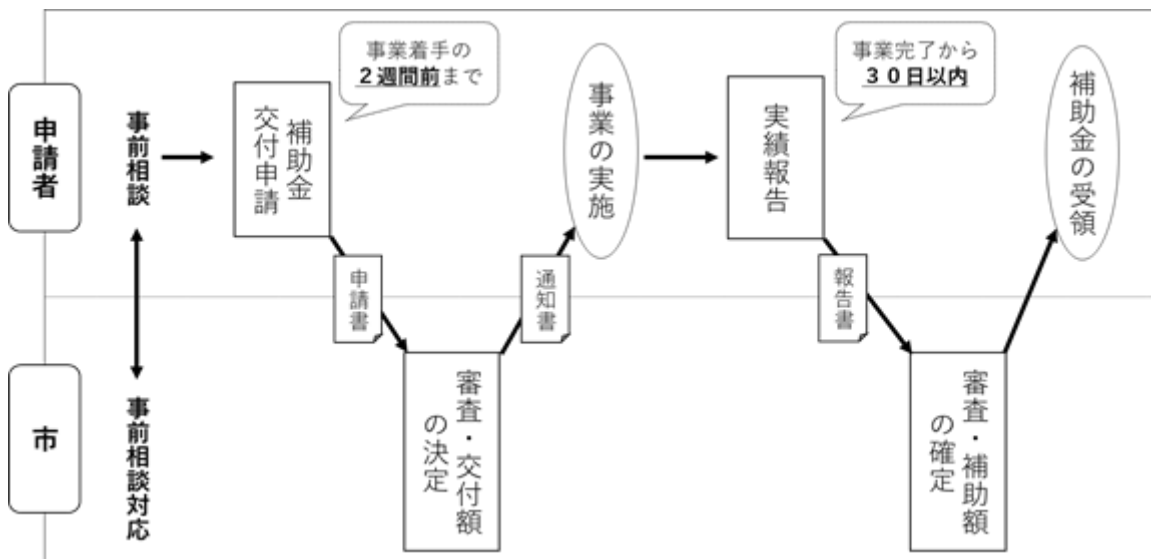
○申請期間：令和4年8月1日（月曜日）～11月30日（水曜日）

※ただし、予算上限に到達次第募集を終了します。

○交付決定：書類審査後、9月1日以降に行います。

※書類に不備がない場合、申請書受理から **2週間程度要します**ので、事業実施の **2週間前までには**、申請書の提出をしてください。

9 申請の流れ



(1) 交付申請

「補助金等交付申請書（様式第1号）」に以下の書類を添付してください。

	添付書類	様式
1	岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金参加事業者名簿	様式第1号
2	岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金事業計画書	様式第2号
3	岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金収支予算書	様式第3号
4	開業届(個人事業者のみ)	写し
5	商業登記簿謄本(全部事項証明書又は履歴事項全部証明書)(中小企業者のみ)	原本
6	定款もしくは規約又はこれらに類する書類(商工団体若しくは中小企業者のみ)	写し
7	商工団体において事業主体が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録(商工団体のみ)	写し
8	商工団体の構成員名簿(商工団体のみ)	写し
9	補助対象者及び参加事業者全ての誓約書	様式第4号
10	相手方登録申請書(補助金振込先が確認できる書類)(対象者のみ)	様式
11	その他必要書類 事業実施場所を示した地図 施設の使用に関する書類、申請書等 事業経費の積算に関する書類(見積もり等の算出根拠書類)	任意様式 写し 写し

※ 誓約書は、申請者だけでなく、参加する中小企業者全員分の提出が必要となります。

(2) 事業の変更・中止等

補助金の交付決定後、補助事業の内容や経費、期間を変更する場合や補助事業を中止する(廃止する)場合は、「補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書」を提出する必要がありますので、速やかに岐阜市商工課商業振興係まで相談してください。

(3) 実績報告

補助事業の完了後の翌日から起算して1ヶ月以内に「補助事業等実績報告書(様式第4号)」に以下の書類を添付し、提出してください。なお、事業完了とは、①補助事業に係る全ての物品の納品、②事業計画書に基づく全ての活動や取り組みの実施、③補助事業に係る経費の支払いを指し、①～③の全てを令和4年12月31日までに完了してください。

	添付書類	様式
1	岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金事業実績書	様式第5号
2	岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金収支決算書	様式第6号
3	領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類 ①見積書(申請時から変更がある場合等) ②請求書 ③支払(領収書)	写し 写し 写し
4	補助事業の実施状況を確認することができる写真又はチラシ等の資料 ④成果物、写真(全体及び各事業者が分かるもの)	任意様式
5	その他必要書類 事業実施場所を示した地図(申請時から変更がある場合) 施設の使用に関する書面、許可書等	任意様式 写し

(参考) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写しについて

①見積書

- ・税込10万円以上の支出には2人以上の者、税込100万円以上の支出には、3人以上の者から見積書を徴するものとする。(税込100万円以上の場合、契約書の提出も必要)
- ・業者の代表者名があること。
- ・消費税額(税抜、税込)の記載があること。

②請求書

- ・業者の代表者名があること。
- ・消費税額(税抜、税込)の記載があること。

③領収書

- ・受領者(業者)の代表者名があること。
- ・領収書がない場合は、支払ったことが分かる通帳の写し等を求める。

(参考) 補助事業の実施状況を確認することができる写真又はチラシ等の資料

④成果物、写真

- ・納品書、完了届がある場合は提出を求める。
- ・イベント開催の場合は、全体及び各事業者の出展写真等を求める。
- ・その他、補助事業を実施したことが確認できる資料を求める。

10 その他補助事業に係る留意事項

- (1) 補助金の交付について、**商工団体は、1団体1回まで、中小企業者は、1事業者1回** (中小企業者が共同で実施する事業に参加する場合も1回を含む) までが上限となります。
- (2) イベント事業等を実施する場合は、本市で開催するものに限り補助対象となります。(オンライン事業である場合は、この限りではありません。)
- (3) 参加する事業者すべてが市内に事業所を有する中小企業者である必要があります。
- (4) 申請書類の返却は行いません。
- (5) 補助金交付決定前に着手した経費は対象外となります。
- (6) 補助事業の内容等を変更する場合は、変更申請の上、事前承認が必要になります。
- (7) 補助対象経費は、税抜き価格です。税込み価格しかわからない経費の場合は、税込み価格の100/110を掛けて1円未満を切り捨てた額を税抜き価格としてください。
- (8) 補助事業関係書類は、事業終了後から5年間は保存してください。
- (9) 申請前に事前にご相談ください。